|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 局長 | 課長 | 補佐 | 係長 | 係 | 受付 | 台帳記入 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

福祉ふれあいセンター　ロビーでの作品展示　申請書

提出日：令和　　　年　　　　月　　　　日

社会福祉法人　白山市社会福祉協議会　宛

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | （申請者） |  |
|  | 住所 |  |
|  | 団体名 |  |
|  | 代表者 | ㊞ |
|  | 連絡先（携帯可） |  |

次のとおり福祉ふれあいセンターロビーでの作品展示を申請します。また、申請に際しては下記の使用要領を順守すること誓約いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 期間 | 自　：令和　　　　年　　　　月　　　　日（　　　　曜日）　　　時　　　　分  至　：令和　　　　年　　　　月　　　　日（　　　　曜日）　　　時　　　　分  （概ね１０日間程度を上限とする） |
| 展示物  （概要） |  |
| 責任者 | 氏 名 |
| 連絡先 |

＜使用要領＞

１．搬入、搬出、展示および期間内の作品の管理は申請者が行うこととします。

２．福祉ふれあいセンターでは会議用机（4脚）、移動式掲示板（8台）のみ用意し、それ以外の用具は申請者が準備するものとします。

３．壁やガラスへ直接貼付することはおやめください。特に壁への釘打ち、画びょうでの貼付は厳に禁止します。

４．展示物の破損、紛失に関して、白山市、白山市社会福祉協議会および福祉ふれあいセンターは一切その責任を負いません。

５．以下の物品の設置を禁止します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (1)公序良俗に反する物 | (2)著しく臭気を発する物 | (3)追加の照明 |
| (4)倒壊の恐れ等、危険と判断される物 | (5)音楽の再生機器 | (6)動物 |

６．その他白山市福祉ふれあいセンター条例及びそれに付随する規則・要領に依ります。